

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

2022年6月13日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

ソニー生命保険株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

人生100年時代を迎え、今後も多様化する顧客のニーズにより広く、深く応えられるよう、従来の死亡保障に加え、資産形成、相続、介護保障など、保障の提供範囲を拡大し、顧客のニーズに応える商品や各種サービスの開発を進める。

加えて、「人に近づく」という経営の方向性のもと、「人を支える」事業を目指し、今後もこれまで以上にテクノロジーの活用や「データ連携」及び「クラウド技術の活用」等のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進によって、提供価値の拡大やオペレーションの改善に努める。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2026年度において、新商品の売上高伸び率（2022年度から2026年度までの期間における伸び率）が、2016年度から2020年度までの5年間における生命保険業に係る業種売上高伸び率を5.0%ポイント上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度において、有利子負債はキャッシュフローの△138.3倍、経常収支比率は105.8%を目標とする。

##### (4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

##### (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）

（選定の理由）

更なる顧客の保障・資産形成ニーズの拡大に対応するため、クラウド技術を活用した先進的な取組・グループ連携に基づくトータルなライフプランサポートを実現するため、同事業に

において事業適応を実施していく。

#### (6) 事業適応の具体的内容

ソニー生命保険株式会社が認可後に販売を計画している新規の保険商品（以下、「新商品」とする）に関して展開することを企図しているトータルなライフプランサポート事業において、顧客から家族構成及びライフイベント（就職、転職、結婚、出産、退職等）並びに収支・資産状況等の個人情報並びに属性情報を、顧客向けスマホアプリ等を用いることによりクラウド搭載システムに自動で収集する。

また、これらの自動収集したデータをクラウド搭載システムに保管されている過去実績データと自動で連携させる。

その結果、これらのデータがクラウド搭載システム内に一元管理することとなり、各個人に適応する最適な保険商品並びに家計改善を分析するとともに、自然災害・景気後退等のリスクに備えた事前シミュレーションを行うことが可能となる。

これらの分析結果をもとに、顧客の属性に応じた万一時に備えた保険商品提案並びに家計改善提案（住宅ローン・自動車保険・火災保険の見直し）等によるトータルなライフプランサポート（\*1）が可能となり、顧客の保障・資産形成ニーズを充足させ、結果として、会社収益及びマーケットの拡大に寄与する。

加えて、顧客が保険会社を選ぶ理由として支払に関するサービスを重要視する傾向が強まっていることを踏まえ、保険金・給付金支払サービスに関し、査定の各種システムチェックの高度化による自動査定率の向上、査定管理機能の高度化、AI 導入も視野に入れたその他の効率化を行うための保険金システム改修を実施する。当改修により、顧客に対して、より正確に、より早く保険金の支払を行うことで、サービスの品質向上と顧客満足度の向上を推進する。

上記の取り組みにより、商品等1単位当たりの売上高（新商品の販売から稼得する保険料収入）を設備投資額で除した値が82.77以上（10倍以上）となることを目指す。

（\*1）トータルなライフプランサポートの結果をグループ外の保険代理店に情報連携することも企図している。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・ 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

#### (7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年6月

終了時期：2027年3月